

秘密指定解除
公文書監理室

極秘

軍務次官

条約局長

PTT局長

外務省参事官

参事官

参事官

官房長

法規課長

北東アジア課

官房参事官

韓国人遺骨の件

42, 2, 4

北東アジア課

本件に関しては、従来屢次にわたり 韓国

韓用側より、縁故者外が提示されておあり、

側より要請のあるところであるので、日韓関係

全般に関する外交的考慮に基づき、韓国

政府を通じて遺骨がそれぞれの縁故者に

到達するよう、

なお、韓国政府は、わが方との間に、口上書
 を交換する形式により、本件引渡しを行なう
 こと、及び引渡しに際してはわが方が慰
 霊祭を行なうほか、梱包及び輸送の便宜
 及び費用を負担することを希望しおる趣で
 ある。

本件に関する韓国側の説明及び
 問題点等は下記のとおり。

記

① (韓国政府の嫁姑有発見の方法)

1. 韓国政府は、本件遺骨の引渡しをうけ次第

同政府の手により遺骨の縁故者を発見すべく

万全を期することを約しているところ、その縁

故者調査方法は、在韓木村大使よりの公信

によれば次のとおり。(韓国政府がこのよう

な範囲と方法により縁故者を発見ないし指

定する方針であるので、最終的に縁故者の

全くいない遺骨というものは皆無となろうと

思われる。)

(1)

北出身者の遺

骨(2331柱のうち、469柱)については、

中（韓国政府の補足的説明）

2.(1) 縁故者発見のため、相当の期間が必要で

あるが、本年以内に終了したいと考えている由。

3. (本件に関する問題点)

(1) 遺骨の出身地域の如何を問わず、日本の民

法上、遺骨の所有権を有する相続人を確認

(厚生省が口内法上負っている)

しないうちに、韓国政府に引渡すことは、事務

^(継続)管理の義務に違反するのではないかと懸念

(民法700条)

(提訴経緯は別紙)

及び、それに関して訴訟を提起される懸念

があるという点である。

(2) 以上の法的問題点を暫くおけば、日本政府

としては 管理者 としての立場において 本来なら

は、公告等の手段により 相続人を発見する

ことに努めるべきところであるが、政務上の

理由により、それが困難であるとしても、わか

政府が 半永久的に これら 遺骨を保管せざる

をえないこととなる。

~~(韓国側は、将~~

(3) なお、すでに、一部 韓国民間人の中には、

→ 政府は厚生省に引渡すのか？
引渡す場合は厚生省の許可が必要か？
引渡す場合は厚生省の許可が必要か？
引渡す場合は厚生省の許可が必要か？

本件遺骨を個別に厚生省より引取りたいと希望

しているむきもあるが、在京韓国大使館は一括

受領に関するわが方との交渉が進行中である

としてこのような動きを抑止している。